

議案第30号

基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）の施行による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の改正に伴い、引用条文の項番号の整理が必要なため、基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正する必要がある。

令和5年9月15日原案可決